商工新聞読者と会員増やして定期総会を迎えよう!!

名古屋北部民商ニュース

2018年4月16日（月）発行
No.276

名古屋北部民主商工会
名古屋市北区大野町三丁目１９番地
TEL（052）915-8111　FAX（052）915-8114
E-MALE jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

桜吹雪の下で楽しくお花見

４月３日（火）、婦人部恒例の「お花見」を北区志賀公園で行い９人が参加しました。

今年は開花が早く、すでに満開を過ぎていましたが春風に舞う桜吹雪を見ながらお弁当やお惣菜を食べ「みんなで外で食べるとおいしいね」と話しに花が咲きました。

例年、寒かったり雨に降られたりすることも多いのですが大変あたたかく、快適なお花見日和でした。

信用金庫が突如口座凍結

代位弁済を理由に口座凍結を強行

会員のIさん（建設業）は、ここ数年体調不良の影響もあり業績が悪化。県保証での借入を条件変更して返済を続けてきました。

C信用金庫の担当者はたびたび「どうですか」と連絡があり、先月会った際に社長から「法人としての経営が厳しく代位弁済もやむを得ない」と話しました。

C信金の担当者は「では、決まりなのでS信金へ電話しておきます」と返事。

社長は、S信金との条件変更の期日は3月末なのでそれまでに話に行こうと考えていたところ、C信金から連絡を受けたS信金はすぐに口座を凍結。

「もう下ろすことも入金もできません」と言われビックリ。

そんなことがあるか」と抗議しましたが約定では債権の保全をすることになっているので当然」との返答。民商からS信金へ電話した際も決まり通りやっているだけ」と一点張り。

その後、工場を訪れたS信金の次長らに、社長が「これまで話し合って、返済してきたのに連絡もなく突然押さえられたら、経営が破たんしてしまう」東海財務局の相談室に相談する」と抗議したところ、次長らの態度は急変しました。

Iさんは「金融機関が勝手にしていいなら保証協会の意味がない。ほかの会員さんにも注意するよう知らせてほしい」と語りました。

中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 事業の話③ フリーランス保護 ～

デザイナーやシステムエンジニア、美容師など、企業の労働者としてではなく、個人として働く人が増えているそうです。このような個人として仕事を請け負ういわゆる「フリーランス」の事業主（個人事業主）を、発注者との関係や市場において会社と比較して弱い立場にあることから、保護すべきではないか、という観点から、公正取引委員会の有識者会議が検討会を行い、今年２月に「報告書」が発表されました。

具体的には、独占禁止法を用いた保護のあり方が検討されています。たとえば、役務提供者である事業主にとって発注者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、発注者が役務提供者にとって著しく不利益な要請等を行っても、役務提供者がこれを受け入れざるを得ないような場合には、発注者は、独占禁止法上「優越的地位」にある、とされます。そのような「優越的地位」にある発注者が、契約に際して実際と異なる条件を提示したり、一方的に報酬を減額したり、他の発注者への役務提供を過大に制限したりする行為は、「優越的地位の濫用」に当たりうる、という指摘がされています。

なお、たとえ形式上は「業務委託契約」を結んでいても、指揮命令を受けて働いているという実態がある場合には、労働基準法や最低基準法、労災保険法によって保護されるべき「労働者」にあたります。働き方・働かされ方について困ったら、お気軽にご相談ください。

2018年4月　弁護士　矢崎暁子（名古屋北法律事務所）

15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!